

地域の仲間とすすめる「いのちと志をつなぐ災害準備計画」策定 助成事業 募集要項

1. はじめに

風に立つライオン基金は、大規模災害などで被災した方々に対し、ささやかでもぬくもりのある支援をするため、さだまさしが設立いたしました。

新型コロナウイルス感染症の流行により、組織を越えたつながりが、感染者やクラスター発生時への対応に生きることを学びました。また、災害大国日本においては、万が一の時に備え、日頃からしっかりと準備をし、組織内だけでなく、地域の中で結束を固めておくことが、有事に多くの「いのち」を守ることに繋がります。風に立つライオン基金では、普段の暮らしの中での支え合いと豊かなケア、そして有事にあっても「いのち」と「生活」を守る支援とその基盤となる介護・福祉事業等の継続を目指す地域ぐるみの業務継続計画（BCP）を策定する志ある団体等の取組みを助成し、支援いたします。

2. 背景

令和3年度介護報酬改定にて、感染症や災害への対応力強化に向けた方策の一つとして、全介護サービス事業者における業務継続計画（BCP）（※以後 BCP）の策定が義務化されました。

一方、有事においては、災害弱者や要配慮者への対応を含め、地域全体の連携なしでは被害を最小化しつつ、支援と事業の継続を図ることはできません。また、平時における連携なしでは、有事の連携は極めて困難です。自らの組織や地域で事象を問わず、重大な事態が発生した時に備え、事業所単位で職員と対話しながら、さらに周辺の関係機関や行政との連携をベースとする地域包括 BCP を策定し、地域全体で継続的に訓練や計画の見直しを組み込むことは、地域共生社会の実現にもつながります。

風に立つライオン基金では、これまで災害復興支援や被災地支援を行ってきましたが、新たに平時の備えと地域づくり、被害を最小限に留めるための支援として、介護・福祉サービスにかかわる事業者団体等が実施する地域包括 BCP 策定における助成事業を行います。

3. 対象者

介護・福祉サービスにかかわる事業者団体等のうち、会員事業者や関係機関とともに以下の要件を満たす BCP 策定プロジェクト等を実施する団体

- ① 誰も取り残さない豊かなケアを育む地域づくり、有事に命と生活を守る支援と事業の継続を目指す、地域共生の文脈における BCP 策定を目的とすること
- ② オールハザード対応の BCP を、現場職員との対話に基づいて策定すること
- ③ 事業所単位の BCP を策定するだけでなく、同事業種、さらに介護福祉・医療・行政・住民らとともに連携型 BCP、地域包括 BCP として発展させること
- ④ BCP が有効に機能するための訓練や計画の見直し等を組み込むこと
- ⑤ BCP 策定を通じて地域リーダー（仮）を育成し、当基金のネットワークに参画いただくこと

※団体等が対象となるか不明な場合は、助成事務局にお問い合わせください。

4. 期間

募集期間：2021年6月7日（月）～2021年6月21日（月）17時まで

対象・実施期間：2021年4月1日～2022年3月末日

※対象・実施期間中に、完了報告書を提出いただきます。

5. 対象費用

- ① 地域包括 BCP 策定における研修費（会場費、専門家への謝金 など）
- ② BCP 策定にかかる環境整備費

※対象費用に含まれるか不明な場合は、事務局までお問い合わせください。

※策定した BCP は、完了報告書に添付の上、ご提出ください。

6. 助成額

1 団体あたり上限 100 万円

7. 申請方法

申請書一式は、申請団体の代表の方とご連絡を取った上でお渡します。

- ①助成事務局宛（support@lion.or.jp）に電子メールでご連絡をお願いします。
- ②助成事務局より電子メールにて公募助成申請書（Excel）を送付いたします。
- ③申請書類一式を、メールで送付してください。

メール件名：【申請】BCP 策定助成 申請団体名（申請団体名を記載ください。）

メールアドレス：support@lion.or.jp

添付書類：①申請書一式 ②見積書 ③会則・定款等

※申請書の記載内容について照会を行う場合があります。申請書類は複写して保管ください。

8. 事業実施の流れ

申請、審査、結果のお知らせ、助成金のお支払い、事業の実施、完了報告書のご提出となります。

9. 個人情報の取扱いについて

助成申請書に記載された個人情報に関しましては、当財団の「個人情報保護に関する基本方針」及び「個人情報管理規程」に基づき厳正に取り扱わせていただきます。

10. その他の注意事項

(1) 助成金の完了報告と策定した BCP を策定終了後 1 ヶ月以内に提出ください。

※収支報告書に添付する証憑類は原本を添付してください。

(2) 助成期間中の基金関係者のオブザーバー等としての参加を許可いただき、照会に応じて適宜資料提供等にご協力ください。

(3) 貴団体 HP や各種報告に際しては、当基金の支援を受けている旨を明示ください。

(4) その他当基金が助成金の支給を不相当と判断した場合は、助成金の支給を取り止め、または事後であっても、既に支給した助成金を返還していただくことがあります。

以上